公益社団法人私立大学情報教育協会
2022年度第１回電子著作物等利用推進委員会議事概要

Ⅰ．日　時：令和５年３月24日（金）16：00～17：00
　　場　所：Zoom会議室
Ⅱ．参加者：中村委員長、萩原委員、蓬田委員、堀部ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞ、渡辺ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞ
　　事務局：井端事務局長、野本

Ⅲ．検討事項
１．授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起について
SARTRAS に提出した授業目的公衆送信補償金制度の分配に関する課題提起の文書と、その回答について確認し、現状の課題について以下のような意見があった。
・　本協会として、文化庁の下で分配を行うSARTRASで著作物の作成者が不利益を被らないよう、権利者が一元管理できる仕組みが必要と考えている。補償金は、公明正大に個人分配される必要がある。サンプリングで判明した権利者に分配は実施されるが、調査外はそのままになっている。
・　そこで、AI等の技術利用は提案があればとの回答だが、音楽著作権協会でブロックチェーンによるクリエイター管理が開始され、SARTRASとの意見交流により促進を促したい。
・　改正個人情報保護法へ、大学がどのようなアプローチをする必要があるのか。
・　SARTRASの取組み進展が見られないことから、改革まで進められない状況ではないか。
・　大学として調査には真摯に回答しており、権利者のためとして教員に協力依頼している。
・　調査の下請け側から細かな質問があり、動画コンテンツがどのように利用されているか管理困難な現状がある。
・　SARTRAS から権利者団体経由での分配が、適切に行われる根拠が乏しい状況から少しずつでも改善を望む。
・　JASRAC権利者登録の仕組みは、音源をコンテンツ登録することになっており、ヒアリングから検討を進めてはどうか。他分野を想定した場合、権利者が何をどのように登録するのかの問題があるが、また、利用者が利用状況を登録できる仕組みまで進まなければ不完全ではないか。利用されている状況がわかる仕組みがあれば良いのではないか。
・　SARTRASには、2021年度の補償金運用状況の公開と、分配基礎データとして、使った側の積極的な情報提供を受け付ける窓口の設置が望まれるのではないか。例えば、コンテンツ ID などの仕組みを導入することも考えられる。
２．改正個人情報保護法の対応について
・　改正個人情報保護法では、大学は適応除外の部分でも、EUからの出願の際に本人との同意で細かな手続きが発生するなどの課題があった。
・　20020 年の改正で、大学は、一般事業者と同じ状況となったため、免責が適応になった部分があり、例えば、Webのプライバシーポリシー対応などがある。
・　各大学は、対応の可否を十分理解しているか、自大学の対応確認と実態把握のため、６月以降にアンケートを作成し、調査をしてはどうか。
・　EU一般データ保護規則（GDPR）との関係もあり、大学の現場では、何をして、何をしてはいけないのか十分な理解を図る必要がある。